

商 サ 第 5 2 8 号
平成 2 8 年 9 月 9 日

有限会社齋昭 代表取締役 齋藤 博
松澤 陽壽
千代田 具也
千代田 京子

} 様

埼玉県知事 上田 清司

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見について（通知）
このことについて、下記のとおり通知します。

記

1 対象の届出

- (1) 届出者 有限会社齋昭 代表取締役 齋藤 博
松澤 陽壽、千代田 具也、千代田 京子
- (2) 届出日 平成28年3月11日
- (3) 届出内容 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出（変更）
- (4) 名称 スーパーマルサン吉川店
- (5) 店舗所在地 吉川市中野57番地1

2 意見の有無及び内容

意見なし

3 附帯意見

- (1) 本件物件が既存不適格であることに鑑み、周辺住民から意見や要望を受けた場合は、誠実に対応すること。
- (2) 現在の改善状況を維持し継続すること。
- (3) 周辺住民の理解を得るため、自ら騒音の常時モニタリングを行い、積極的に情報の開示をすることが望まれる。
- (4) 周辺住民との対応にあたっては、個人単位のみならず、商工会や区長会等を介するなど、団体間の対応も実施し、住民の理解を得るよう努めること。
- (5) 審議の対象とした予測騒音の数値は届出事項の遵守を前提とするので、実際の運営上においても届出事項を遵守して、周辺住民の不安に対し配慮すること。
- (6) 台車、フォークリフト等を低騒音の機種へ変更する等、静音化対策を具体的に検討されたい。